

平成18年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成18年3月3日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	17 番 野並 享子
18 番 小菅 六雄	19 番 原田 薫
20 番 田中榮太郎	21 番 林 克
22 番 荒川 泰宏	23 番 河野 司
24 番 秦 眞治	

不応招議員

16 番 川口 東洋

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
教 育 部 次 長	高田 利江子	都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男
環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛	広報秘書課長	富田 久和
総 務 課 長	竹内 睦夫	企画財政課長	中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀 悟	事務局次長	井狩 重則
書記	川崎 和美	書記	赤坂 悦男

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 平成 18 年度施政方針及び教育方針について
- 第 5 委任専決第 4 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 6 議第 3 号から議第 4 7 号まで一括上程
(野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例他
4 4 件)
- 第 7 発議第 2 号及び発議第 3 号
(野洲市議会議員定数条例他 1 件)

市長提出議案

- 議第 3 号 野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 議第 4 号 野洲市障害者自立支援条例
- 議第 5 号 野洲市国民保護協議会条例
- 議第 6 号 野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急対処事態対策本部条例
- 議第 7 号 野洲川歴史公園田園空間センター条例
- 議第 8 号 野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 9 号 野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 10 号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 11 号 野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を

改正する条例

- 議第 1 2 号 野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 3 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 4 号 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 5 号 野洲市部設置条例の一部を改正する条例
- 議第 1 6 号 野洲市特別会計条例の一部を改正する条例
- 議第 1 7 号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 1 8 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 1 9 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第 2 0 号 野洲市立保育所条例の一部を改正する条例
- 議第 2 1 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第 2 2 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議第 2 3 号 野洲市在宅介護支援センター条例を廃止する条例
- 議第 2 4 号 野洲市訪問看護ステーション条例を廃止する条例
- 議第 2 5 号 平成 1 8 年度野洲市一般会計予算
- 議第 2 6 号 平成 1 8 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 2 7 号 平成 1 8 年度野洲市老人保健事業特別会計予算
- 議第 2 8 号 平成 1 8 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 2 9 号 平成 1 8 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 3 0 号 平成 1 8 年度野洲市下水道事業特別会計予算
- 議第 3 1 号 平成 1 8 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 3 2 号 平成 1 8 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 3 3 号 平成 1 8 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 3 4 号 平成 1 8 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 3 5 号 平成 1 8 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 3 6 号 平成 1 7 年度野洲市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議第 3 7 号 平成 1 7 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議第 38 号 平成 17 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議第 39 号 平成 17 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議第 40 号 平成 17 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第 41 号 平成 17 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議第 42 号 平成 17 年度野洲市水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 議第 43 号 工事請負契約について(市営住宅木部団地建設工事(建築主体工事))
- 議第 44 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第 45 号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について
- 議第 46 号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 議第 47 号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について

開議 午前 8 時 59 分

議事の経過

(開会)

議長(荒川泰宏君) (午前 8 時 59 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 23 名であります。定足数に達しておりますので、平成 18 年第 2 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(荒川泰宏君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 23 名、欠席議員 1 名、欠席議員は第 16 番、川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしました文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第 100 条第 12 項及び会議規則第 121 条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたのでご報告申し上げます。

なお、派遣の詳細は、配付いたしました文書のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第 2)

議長（荒川泰宏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第18番、小菅六雄君、第19番、原田薫君を指名いたします。

（日程第3）

議長（荒川泰宏君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付しております会議予定表のとおりでありますのでご了承願います。

（日程第4）

議長（荒川泰宏君） 日程第4、平成18年度施政方針及び教育方針について、市長、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、施政方針について。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、おはようございます。平成18年第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆さんには多数ご参会賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、平成18年度一般会計をはじめとする重要諸案件45件を提案し、ご審議をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

野洲市が新たなまちづくりのスタートを切ってから、はや1年6カ月が経過しようとしております。改めて、市政運営に対する責任を痛感いたしているところでございます。

ここに、施政方針と主要施策を中心に所信を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年は、新年早々、野洲高等学校サッカー部が全国高校サッカー選手権大会を制覇し、生徒たちの活躍は市民に大きな感動と喜びを、そして元気を与えてくれました。この榮譽を心から祝福すると共に、広く全国に“野洲市”という地名を発信していただいたことに対しまして、深く感謝申し上げます。新生野洲市も、この野洲高校サッ

カ一部の力を吸収し、活力あふれるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

さて、日本経済は輸出や設備投資の増加に加え、個人消費の回復で持続的な景気拡大へと歩みを進めていますが、依然として中小企業を取り巻く環境は厳しく、地域経済の回復にはばらつきがございます。

また、国では国から地方への方針のもと、平成18年度は4兆7,000億円の補助金改革、3兆円の税源移譲や地方交付税の見直しを実施するとの方針が示されました。この三位一体の改革は、地方自治体の財政環境に大きな影響を与えており、地方自治体にとっては、まさしく真の自治力が試される時期に来ていると言えます。

本市におきましても、法人市民税は昨年度と比較し一定の伸びが見込まれますものの、国の三位一体改革による地方交付税の見直しは、平成18年度の本市の予算編成に大きな影響を及ぼしております。

また、昨年の出生数は110万人を下回り、昭和22年の268万人の約4割となっております。いよいよ、人口減少社会の到来です。このままでは社会保障制度を維持できなくなり、経済や国力の低下を招くこととなります。

さらに、世界一安全な国と言われていた日本でも凶悪犯罪がふえ、特に、幼い子どもをねらう犯罪の増加は、誠に憂慮すべき状況であります。国においても、少子化の流れを変えると共に、国民の安全を確保することを最重要課題として位置づけ、その対策を講じようとしております。

私たちは、すべての力を結集し、将来の世代が夢を持ち、安心安全を享受して活躍できる社会を築かなければなりません。

時代は、今や、これまでとは比較にならないほどのスピードで変化しております。地方においても、こうした社会の変化を的確に見極め、早急に、可能な限りの施策展開を図る必要があるものと認識をしております。しかし、これらの課題解決は行政だけでなし得るものではありません。今こそ、私の政治理念であります市民との協働による、市民と共に実効性の高い施策を講じてまいりたいと考えております。

平成18年度は、合併協議で議論されてきました諸課題の解決に向けた一定の仕上げの年であり、さらに、将来における本市のまちづくりの方向性を見出し、本格的にまちづくりの第1歩を踏み出す非常に重要な年であると認識をいたしております。

市民のご意見はもとより、昨年11月からスタートいたしました議会の新体制の中で、議員の皆様のご意見を拝聴しながら、新たなまちづくりへの展望を明らかにしていきたい

と考えております。

こうした認識に立って、私は共感・改善・活力をキーワードに、夢あふれる地域、ほほえみとときめきのまちを目指し、次の点を重点施策として取り組んでまいります。

まず、安心安全のまちづくりについてであります。昨今の社会情勢を反映し、今、市民は安心して安全に暮らせるまちづくりを願っておられます。

本市では、市民の生命と財産を守るための防災体制の整備を重要課題と位置づけ、本年17年度に地域防災計画の策定に取り組むと共に、災害時の緊急連絡手段として防災行政無線の整備を図ってまいりました。また、過去の地震災害の教訓を生かし、地域の自主防災組織の設置や充実についても自治会に協力をお願いしているところでございます。

これらの一定の条件整備を踏まえまして、市内で大規模な地震や洪水が起きた場合などに迅速に対応を図ると共に、地域の防災力を高め、想定される地震災害や洪水時の浸水範囲及び各地域の避難箇所等を示した洪水・土砂災害及び防災ハザードマップを作成し、市民への周知を図ってまいります。さらに、地域の公共施設の避難や安全対策として、自治会館の耐震診断に対する支援を行います。

去る2月17日に、長浜市で2人の幼稚園児が殺害されるという痛ましい事件が発生をいたしました。これは、グループ通園制を行っていた中での事件であり、子どもの通園や登下校時の保護者の関わり方が問われる結果となりました。このように、幼い子どもをねらった凶悪な事件の発生が後を絶たず、不審者情報も増加するなど、子どもの安全が侵されています。子どもの安全確保は急を要する課題であります。

通学路のより一層の点検はもとより、これまでのこどもSOS事業を拡充し、地域の皆さんと行政とが一体となって、子どもの登下校時などの安全対策に取り組んでまいります。

このため、本年4月から総務課内の消防防災室と市民課内の生活安全室を統合し、新たに総務部に生活安全課を設置いたします。防災や犯罪など、市民生活の安全確保に対する危機管理体制の充実と子どもの安全対策のための施策の総合調整を図り、市民の安心安全を確保してまいります。

次に、子育て支援の充実と健康福祉のまちづくりに向けましては、本年度、市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、地域福祉計画の策定に向けた取り組みを進めてきました。この地域福祉計画は、誰もが住み慣れた地域で共に助け合い、支え合い、健康福祉のまちづくりを目指すものであります。

少子高齢化が進む中、この地域福祉を基盤に子育て支援策として、市民相互の助け合い

によるファミリーサポートセンター事業を実施します。また、高齢になっても、自分は年だからと諦めないで、健康で生きがいに満ちた新しい生活をつくり出すことを支援する保健・福祉の専門職を配置した地域包括支援センターを設置し、要介護者の早期発見システムや認知症予防教室の実施等の介護予防事業の充実に取り組みを行います。

さらに、障害者が地域で自立した生活が送れる社会の実現に向け、医療・介護・訓練の総合的な自立支援サービスの提供や相談支援の充実を図ります。

続いて、人権意識の向上と男女共同参画社会づくりの推進であります。本市のまちづくりの基本理念である人権尊重に関しましては、各種計画が本年度中に策定見込みであります。この計画を速やかに実行に移すことにより、人々が互いに尊重される住みよいまちを目指してまいります。

特に、人権学習や研修内容、手法等に工夫を加えながら、より効果的な教育、啓発を進め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす行動ができる人づくりに向け、取り組みを強化してまいります。

また、本年度策定見込みの男女共同参画社会づくりの行動計画である「男女共同参画プランやす」に基づき、男女が社会の対等な一員として互いに協力し合いながら、あらゆる分野に平等に参画し、責任も豊かさも分かち合える社会の実現に向け、総合的な取り組みを進めます。

次に、環境保全の促進でございます。本市の宝である山、川、湖といった山紫水明の豊かな自然を守り、これを次世代に引き継ぐことは、私たちの責務であります。

このため、本市では、現在環境保全に関するマスタープランとして市民、事業者、行政により環境基本計画の策定に取り組んでおり、平成18年度中の策定を目指しております。

荒廃が危惧される地域の里山を守るため、また、水源涵養や地球温暖化防止等の森林の多面的機能を高めるため、里山保全協定を締結し、荒廃が進む里山の保全活動を支援いたします。

また、琵琶湖岸では夏場に水草が繁茂し、湖底の一部が低酸素状態に陥っており、魚貝類等の生態系への影響が危惧されております。そこで、琵琶湖の水質浄化に寄与するため、あやめ浜の再生対策に取り組んでまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、本年度、市民活動促進委員会を設置し、市内にある約300の市民活動団体のデータブックを作成すると共に、市民活動促進計画を策定いただいております。協働のまちづくりの原点ともいえるべき市民活動を活発化すると共

に、市民のまちづくりへの参画機会や基本的な権利を保障する（仮称）まちづくり基本条例の制定に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。

また、市民活動やコミュニティー活動を推進する拠点施設として、現在建設中のコミュニティセンターなかさとに引き続き、六条地先にコミュニティセンターひょうずの整備を進めます。

次に、地域産業の振興であります。日本経済は、持続的な景気拡大へと歩み始めたものの、中小企業者や地域の商工業者の経済環境は、まだまだ改善されたとは言えません。

本年度から、地域の工業振興と雇用拡大を図る観点から、工業振興条例に基づく企業への支援を実施してまいりました。引き続きこの制度を継続すると共に、地域の商業者支援のための補助制度を拡大し、商工会が行う小規模事業者への経営指導や商業者の経営安定のための支援、さらには店舗の新築や増改築に対する一部支援など、地域商業の活性化に向けた取り組みを強化いたします。

また、国では、昨年10月27日に経営所得安定対策等大綱が決定されました。農業施策の大きな転換期にあたって、農業経営の安定を図るためには、何よりも意欲と能力のある担い手の確保が求められております。本市においては、これまでの農地の集積化をより一層促進すると共に、この大綱に基づき、認定農業者の確保、集落営農の組織化、機能強化を推進し、将来的に有効で安定した農業経営が行えるよう、指導を強化してまいります。

さらに、生産者と消費者とが顔が見え、話ができる関係を構築するため、地域でとれた安心安全な農作物を地域で消費できるよう、地産地消を進めてまいります。

続いて、都市基盤の整備に関しましては、市民の快適な生活環境を維持するため、道路整備では、引き続き都市計画道路市三宅北桜線の整備を促進すると共に、生活道路の良好な維持に努めてまいります。また、国道8号バイパスの整備についても積極的に市民との話し合いを進め、関係機関との調整を図ってまいります。新市まちづくり計画において整備促進が示されております野洲川右岸線につきましては、県道近江八幡守山線の乙窪地先から比江地先までの間を整備いたします。

また、河川整備については、日野川改修のさらなる進捗と市内河川の良好な維持管理に努めます。

教育施設の整備についてであります。子どもたちの食育を担う本市の学校給食センターは、経年変化により施設の老朽化が著しい状況にあります。増改築の困難な中主・野洲

両給食センターを統合し、新たな施設を整備することにより、合併に伴う中学校の完全給食を実現すると共に、児童・生徒に安全でバランスのとれた給食を提供してまいります。

また、心身に障害のある方々がスポーツを楽しみ、スポーツを通じて同じハンディキャップを持つ方々との交流を深め、心身の健康保持増進を図ることを目的として、障害者スポーツ施設の建築に着手をいたします。

また、本市のまちづくりの将来像についてであります。現在策定中の本市の将来像を描く第1次野洲市総合計画や国土利用計画、都市計画マスタープランにつきましては、市民のご意見を反映しながら、地域課題に対応した市民起点の実効性のある計画策定を目指します。なお、総合計画の策定にあたっては、行政評価システムの視点を取り入れながら検討を進めてまいります。

最後に、行財政改革の推進でございますが、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の中、野洲市の自立的な発展のためには持続可能な行財政機構の構築に向けた抜本的な改革が不可欠であります。従来の行財政改革の枠にとらわれない大胆な改革に向け、官民の役割分担、公共サービスの受益と負担、補助金や給付事業のあり方などの見直しについて、聖域を設けず議論してまいります。

そうした取り組みを進めつつも、時代の要請に対応し、真に必要な将来投資、社会として支えるべき人々への支援などに力を注ぐ必要があることから、行政評価システムの構築等により事業を厳選して、効率的な行政の執行に努めます。

私は地域の責任ある自治体の長として、このような時代の流れをしっかりと見極め、市民との対話を通じ、今なすべきことを的確に判断しながら、一意専心、市政運営にあたってまいり所存でございます。

議員の皆様のご深いご理解とご協力を心からお願い申し上げ、18年度予算審議の議会冒頭にあたり、私の所信の表明とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、教育方針について。

教育長。

教育長（大堀義治君） それでは、18年度の教育方針を申し上げます。

はじめに、国の動向についてであります。義務教育につきまして、昨年10月中央教育審議会が新しい時代の義務教育を創造する答申を取りまとめて、当時の文部科学大臣に提出をいたしました。

この答申の中では、子どもたちがよく学びよく遊び、心身共に健やかに育つことを目指

し、高い資質能力を備えた教師が自信を持って指導にあたり、保護者や地域も加わって、生き生きと活気ある活動を展開する学校を実現したい。すなわち、学校力を強化し、教師力を強化し、それを通じて子どもたちの人間力を豊かに育てることが義務教育改革の目標であると述べまして、新しい義務教育の姿としております。

また、目指すべき義務教育改革の基本的方向性として、市町村や学校に対して思い切った分権改革を進め、地域の主体性と創意工夫により最適な教育が行われるようにすると述べています。

このような国の大きな流れの中で、地方教育現場におきましては、いじめや不登校に関わる問題、子どもが犠牲になるような犯罪や虐待の問題、また非行の低年齢化等、子どもたちが夢を抱きにくい状況が続いています。教育行政には、この状況を踏まえ改善を図るため、家庭や地域と協働し、乳幼児期からの家庭教育はもちろん、地域社会全体の教育力を高めることが求められています。同時に、子どもたちが安全で安心できる学校・園や地域社会をつくっていくことが喫緊の課題となっています。特に、現在実施しております子どもを犯罪から守る子どもSOS事業の継続拡充を図ってまいります。

さらには、子どもの安全対策について、関係機関等と共に取り組みを充実させていかなければならないと思っております。

本市においては、このような認識に立ち、ほほえみ・ときめき野洲市の実現を目指し、心の教育を進めてまいります。そのために、次の3つの目標を立て、人権と環境を基盤にしたすべての人が生きる意味を実感できる地域づくりを目指します。

その第1は、人権文化の創造と、出会い、語らい、認め合う生涯学習のまちづくりを目指すことです。

これまで、人権・同和教育を推進する中で、人権尊重の地域づくりを目指す仲間は確実に増えてきました。そして、部落差別をはじめ障害者差別や性差別など、あらゆる問題を解決しようとする人権教育へ広がりを見せてきました。

作物は、よく耕された土壌で根つき、大きく育ちます。このことに例えますと、人権尊重という作物が、ほほえみ・ときめきに満ちた地域社会で大きく育つということです。互いに人を思いやり、人と協働し、ほほえみ・ときめきを分かち合える集団や地域社会をつくりながら生涯学習を推進し、固有の人権についての学習を進めます。そして、就学前教育・学校教育・社会教育における人権・同和教育は、市民の皆様と共に進め、人権文化を創造していきます。

第2は、新しい時代を切り拓く、知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい人づくりであります。

具体的には、学校週5日制が導入され、総合学習も定着しつつあります。しかし、学力保障に係る課題は解決できたとは言いがたい状況です。一人ひとりの個性を生かす学校教育の推進のため、少人数授業だけでなく特別支援教育に引き続き取り組みます。さらには、子どもたちの食育と地産地消の観点から、安全でバランスのとれた中学校給食の実施に向け取り組みます。

また、ボーダーレスと言われる現在では、特に、国際社会に貢献できる資質や能力のある、世界の中での日本人の育成が求められています。国の将来を託す子どもたちには、このことを踏まえ、小学校での英語活動の展開に努めます。さらに、副読本「わたしたちの野洲市」や「郷土の偉人」を活用し、郷土に誇りを持ち、郷土を語る人間の育成に努めます。

さらには、教育活動全体を通じて行う道徳教育、環境教育、安全教育、性教育等々、教科指導の他にいろいろな教育が学校に導入されております。これらの教育は、いずれをとっても大切であり、教科指導と共に実施しなければなりません。このような状況を踏まえ、今まで大切にしてきた不易と今後大切にしていきたい流行の観点で教育を見直し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めたいと思います。

第3には、暮らしに潤いと生きがいをもたらすスポーツ、芸術や文化を楽しめる環境づくりであります。

人生80年時代の長寿社会が到来し、自由時間が増大する中で、生涯にわたって生き生きとした人生を送るためには、健康の保持や健やかな体づくりが大切であります。そのために、生涯にわたって積極的に運動に親しむなどして健全な心身の発達を促し、人に優しい心豊かな社会の実現に努めます。このことから、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブの活動支援を図るなど、生涯スポーツの振興に努めます。

また、教養や趣味のための学習、芸術鑑賞や創作活動など、種々の文化活動は個性を伸ばし、創造性を培い、自己実現と精神生活を豊かにする生涯学習活動です。そして、これらの活動は、ほほえみ・ときめきのまちを実現させるためになくてはならない活動であり、その活動を積極的に支援して、生涯にわたって続けられる環境づくりを進めます。また、創作活動の発表や優れた芸術鑑賞の機会の提供に力を注ぎ、文化の香る環境整備に努めま

す。

そして、今申し上げた3つの目標の達成をより確かなものにするため、教育の日を設定して、地域ぐるみの子育てや生涯学習等に対する市民の関心を高めていく考えであります。

以上、平成18年度の教育方針について、私の所信を述べさせていただきました。議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

(日程第5)

議長(荒川泰宏君) 日程第5、委任専決第4号損害賠償の額を定めることについて、市長より報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 委任専決第4号損害賠償の額を定めることについて、ご報告を申し上げます。

平成17年11月19日、野洲文化ホールにおいて発生いたしました骨折事故に対し、補償額9万円を定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

以上でございます。

(日程第6)

議長(荒川泰宏君) 日程第6、議第3号から議第47号まで、野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例他44件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

事務局長(内堀 悟君) 平成18年第2回野洲市議会定例会、議件を朗読いたします。

議第3号野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、議第4号野洲市障害者自立支援条例、議第5号野洲市国民保護協議会条例、議第6号野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急対処事態対策本部条例、議第7号野洲川歴史公園田園空間センター条例、議第8号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例、議第9号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議第10号野洲市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議第12号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一

部を改正する条例、議第 13 号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第 14 号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議第 15 号野洲市部設置条例の一部を改正する条例、議第 16 号野洲市特別会計条例の一部を改正する条例、議第 17 号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第 18 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第 19 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第 20 号野洲市立保育所条例の一部を改正する条例、議第 21 号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第 22 号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議第 23 号野洲市在宅介護支援センター条例を廃止する条例、議第 24 号野洲市訪問看護ステーション条例を廃止する条例、議第 25 号平成 18 年度野洲市一般会計予算、議第 26 号平成 18 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第 27 号平成 18 年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第 28 号平成 18 年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第 29 号平成 18 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第 30 号平成 18 年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第 31 号平成 18 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第 32 号平成 18 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第 33 号平成 18 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第 34 号平成 18 年度野洲市土地取得特別会計予算、議第 35 号平成 18 年度野洲市水道事業会計予算、議第 36 号平成 17 年度野洲市一般会計補正予算(第 7 号)、議第 37 号平成 17 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、議第 38 号平成 17 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)、議第 39 号平成 17 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)、議第 40 号平成 17 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第 1 号)、議第 41 号平成 17 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第 2 号)、議第 42 号平成 17 年度野洲市水道事業会計補正予算(第 3 号)、議第 43 号工事請負契約について(市営住宅木部団地建設工事(建築主体工事))、議第 44 号市道路線の認定及び廃止について、議第 45 号滋賀県自治会館管理組合規約の変更について、議第 46 号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、議第 47 号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) それでは、議第 3 号からご説明を申し上げます。

野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、地方自治法第234条の3の規定により、長期継続契約を締結できる契約は、電気、ガス、水の供給、もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約に限定されていたところではありますが、平成16年11月10日に施行されました地方自治法の一部改正により、その他政令で定める契約が追加されました。その範囲については政令で、翌年度以降にわたり物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、該当契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものと規定されたところでございます。

このことから、その対象の範囲を定めることにつきまして、新たに条例を制定するものでございますので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

議第4号につきましては、野洲市障害者自立支援条例につきましてでございますが、障害のある人が自分らしく自立した地域生活が送れ、すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、障害者自立支援法が今年の10月に成立し、本年4月より障害福祉サービスの利用手続と利用者負担が、10月には新サービス体系によるサービス給付が実施されることとなりました。

このことから、市民が障害の有無に関わらず互いの人格と個性を尊重し、共に安心して自立した暮らしが営めることを目的に、野洲市障害者自立支援条例を制定するものです。

第1条では、自立支援条例の目的。第2条では、障害者児への自立支援を図るための基本理念。第3条では、自立支援施策への市の責務。第4条では、サービス事業者の遵守事項。第5条では、障害者児が地域で自立した生活が営めるような地域社会の実現に向けた市民の責務。第6条では、障害程度区分の認定審査を行う審査会設置。第7条では、必要な事項について規則で定めるということでございます。

また、付則第2条の野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び第3条野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、身体障害者福祉法の一部改正が行われ、身体障害者療護施設が障害者自立支援法に基づく障害者支援施設へと位置づけられたことから、改正を行うものでございます。

本条例については平成18年4月1日から施行いたしますが、付則第2条、第3条は平成18年10月1日から施行しようとするものであります。

議第 5 号野洲市国民保護協議会条例、議第 6 号野洲市国民保護対策本部及び野洲市緊急対処事態対策本部条例につきましては、関連がございますので一括して説明を申し上げます。

このたびの条例につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、同法に定める国民保護協議会及び国民保護対策本部、または緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるために整備するものでございます。

この条例については、公布の日から施行するというところでございます。

議第 7 号野洲川歴史公園田園空間センター条例につきまして、ご説明を申し上げます。このセンターにつきましては、地域に美しい田園風景をはじめとする豊かな自然と歴史や文化を生み出した野洲川の歴史を紹介すると共に、魅力ある田園地域を創造し、農村地域の活性化を図るため、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定に基づき、設置するものでございます。2 4 4 条の 3 というのは区域外でございます、実は、これは守山市内の領土の中にあるということでございます。

また、センターにおいて地域特産物を販売するため、野洲市使用料条例の一部改正し、田園空間センターテラスを占用される場合は占用料を 1 日当たり 5 0 0 円とするものでございます。さらに、野洲市重要な公の施設の廃止、または独占利用に関する条例の一部を改正し、野洲川歴史公園田園空間センターを公の施設とするということで、追加するものです。

いずれも 4 月 1 日から施行いたします。

議第 8 号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今回の改正につきましては、平成 1 8 年 1 月 1 1 日に受けました野洲市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、改正しようとするものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議第 9 号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

今回の改正につきましても、平成 1 8 年 1 月 1 1 日に受けました野洲市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、改正しようとするものでございます。

また、答申の付帯意見を尊重して、本会議または委員会の出席に係る費用弁償の支給を廃止すると共に、県内旅行に係る日当についても支給しないよう改正しようとするもので

ございます。ご理解をいただきたいと思っております。

いずれも4月1日から施行するものでございます。

議第10号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、合併時に旧野洲町の例により報酬額を決定された農業委員会委員、教育委員会委員及び監査委員の報酬額について、議員の在任特例期間が過ぎ、特別職及び議員の報酬等が改正されることから、これにあわせて改正しようとするものでございます。

また、障害者自立支援法の施行により、障害者自立支援審査会を設置することから、この委員の報酬を新たに設けて規定をしようとするものでございまして、いずれも4月1日から施行するものでございます。

議第11号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましても、平成18年1月11日に受けました特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、改正するものでございます。第2条の別表関係でございますが、市長につきましては月額78万8,000円を81万2,000円に、助役につきましては月額を72万1,000円に、収入役につきましては月額を66万1,000円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

付則におきまして、平成19年3月31日までの間、1年間ですが、市長の給料から100分の8を、助役及び収入役の給料月額から100分の6をそれぞれ減じた額としようとするものでございます。このことにつきましては、学校給食センター建設候補予定地を変更いたしましたことにより、地権者をはじめ関係者の皆さんに対し多大な迷惑をおかけをいたしました。また、市民の方々に対し、行政に対しましての信用を失墜させましたことに責任をとるものでございまして、改めて関係者の皆さんに対しまして、深くおわびを申し上げます。

また、本件について関係職員の処分をあわせて行いましたことを、あわせてご報告を申し上げます。

また、本条例につきましては、4月1日から施行するものでございます。

議第12号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

今回の改正は、特別職報酬等審議会の答申に基づき、改正しようとするものでございます。特別職に準じて改正をしようとするものでございます。

第3条第1項の給料月額につきましては66万1,000円に改正するものでございます。

なお、付則につきましては平成19年3月31日までの間、教育長の給料月額から100分の8を減じた額としようとするものでございます。

次に、議第13号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議第14号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

人事院は、昨年8月15日に官民給与の格差0.36%を是正するために、現行の給料表を行政職で平均0.3%引き下げるなどの本年度の国家公務員の給与改定の勧告とあわせて、地域における国家公務員給与の水準の見直し、年功序列的な給与上昇の抑制と職務・職責に対する俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱として、給与構造について抜本的な改革を行い、平成18年4月より実施することとされたところでございます。

政府は、昨年9月28日に、この勧告どおりに給与改定を行うことを閣議決定され、10月28日、参議院において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決され、本市の職員の給与におきましても平成18年4月より、国に準じて給与制度の見直しを行うものであります。

主な内容につきましては、給料表及び給与制度を見直し、給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げるもので、若年層については引き下げを行わず、中高年齢層について約7%引き下げることにより、給与カーブのフラット化を図ろうとするものでございます。また、現在1級・2級及び4級・5級の統合を行うことにより、現行9級制を7級制とし、さらにきめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行の1号俸を4分割すると共に、特別昇給と普通昇給を統合し、職員の勤務成績が適切に反映されるよう年4回の昇給時期を年1回、1月1日に統一するものであります。

なお、新給料表は平成18年4月1日から適用し、同日にすべての職員の給料月額を新給料表に切り替えを行うものでありますが、給料の引き下げに伴う経過措置として、新旧給料月額の差額を支給するものであります。また、民間賃金の地域間格差が適正に反映できるように、現行の調整手当にかえて地域手当制度導入を行いますが、当分の間、本市は支

給を行わないものでございます。

議第 15 号野洲市部設置条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。
平成 18 年 4 月 1 日付の組織、機構改革では、災害や犯罪など市民生活の安全確保に対する危機管理体制の充実を図るため、総務部総務課内の消防防災室と市民健康福祉部市民課内の生活安全室を統合し、総務部に生活安全課を新しく設置するものであり、本条例の一部を改正するものでございます。

4 月 1 日から施行するものでございます。

議第 16 号野洲市特別会計条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

野洲川改修事業の用地の代替地として、県が造成しました旧野洲川北流地区の換地が完了し、事業費の確定に伴う予納金の精算と共に、特別会計で行う経理のすべてが今年度中に終了しますので、野洲市野洲川農地開発事業特別会計を廃止するものであります。また、予納金を管理運用しておりました野洲市野洲川農地開発事業基金につきましても、同時に廃止するものであります。

この条例も 4 月 1 日から施行をいたします。

次に、議第 17 号野洲市税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 16 年 4 月に公布されたことによるものですが、その適用にあたっては各市町の判断に委ねられており、当時の中主町、野洲町 2 町では、共に状況把握が難しいことなどから条例措置を見送っておりました。ところが、近隣市において足並みをそろえようという状況から、平成 19 年度の固定資産税から適用するもので、今回改正を行うものでございますが、内容は家屋の附帯設備については、本来家屋の所有者に課税することが原則であります。その家屋に貸借関係がある場合、借り受けた者が事業用に供するため取り付けした附帯設備については、取り付けた者を所有者と見なし償却資産として課税しようということでございます。

いずれも 4 月 1 日から施行をいたします。

議第 18 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、本条例は国民健康保険税のうち介護給付費に係る賦課税率について、介護給付費納付金の納付予定額から必要な税率を算出したものであります。

なお、本条例につきましては 18 年 4 月 1 日から施行するものですが、平成 17 年度までの課税分については、改正前の税率を適用するものでございます。

議第 19 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

第5項につきましては、野洲市訪問看護ステーション条例の廃止に伴い、本条例を削除するものであります。第6項につきましては、障害者の居宅介護の措置にかかる手数料につきましては、これまで国が定める所得に応じた利用者負担の額の算定に関する基準に基づき負担額を徴しておりましたが、障害者自立支援法施行に伴い、原則サービス利用額の1割負担と改正されたことから、本条文を削除するものでございます。

いずれも4月1日から施行いたします。

次に、議第20号野洲市立保育所条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

三上学区は地域の少子化が進み、それに伴い、三上第一保育園の園児数も年々減少し、園全体で園児数が18人で集団保育の役割を担えない状況になり、検討の結果、平成17年度末をもって閉園することになりました。

そこで、今回の改正で三上第一保育園の項を削ると共に、三上第二保育園の名称を三上保育園に改正しようとするものでございます。

いずれも4月1日から施行いたします。

議第21号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。本案は、介護保険関係法令の改正に伴い、本年4月1日から新たな保険給付の創設や給付項目の変更、また保険料率の改定などの改正を行おうとするものでございます。

まず、保険給付関係では、地域密着型サービス関係費が創設され、今後、介護予防重視型の転換を図るべく、居宅系の支援サービス費が介護予防サービス費に変更されることから、これらの関係改正規定、あるいは追加規定を定めるものでございます。

次に、第13条の保険料率の改定でございますが、平成18年度から第3期介護保険事業計画期間に入ること、さらに、介護保険の中に新たに地域支援事業が組み込まれ、被保険者負担にも算入されることとなったため、所要の改定を行うと共に、低所得者への配慮から負担段階の細分化を図り、旧第2段階を2つに分け、6段階にするものであります。

一方、平成17年度の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、この改正の影響を受けまして負担段階が上がる方については、平成18年度及び平成19年度で激変緩和措置を講ずるものでございます。

なお、本条例につきましても4月1日から施行をいたします。

議第22号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

これまで、水道料金の債権の消滅時効は、地方自治法第236条の規定により5年と解

積され運用されてきましたが、最高裁判所の判断が下されたことにより、総務省は、水道料金債権の消滅時効は民法第173条の規定により2年と改めました。

このことにより、水道料金の支払い請求権は民法による扱いとなり、債務者からの援用の申し出がない限り債権債務関係は永久に残ることとなり、時効成立後の支払い請求権を放棄できるようにする必要があることから、今回、条例の一部を改正するものでございます。

いずれも4月1日から施行をいたします。

次に、議第23号野洲市在宅介護支援センター条例を廃止する条例につきまして説明を申し上げます。

平成18年度からの介護保険制度改革による予防重視型システム構築の中で、野洲市地域包括支援センターを設置するにあたり、野洲市在宅介護支援センター事業を充実、発展させ、野洲市地域包括支援センターに移行するため廃止するものでございます。

また、これに伴い野洲市地域福祉センター条例の業務規定の中に、今回廃止する在宅介護支援センターの運営が規定されているため、これを地域包括支援センターに改正する規定を付則で定めるものでございます。

これも4月1日から施行をいたします。

議第24号野洲市訪問看護ステーション条例を廃止する条例について説明を申し上げます。野洲市訪問看護ステーションにつきましては、平成5年の開設以来、訪問看護サービスを提供してまいりましたが、この間、民間の訪問看護ステーションの充実等により、市の訪問看護ステーションとしては一定の役割を終了してきたことにかんがみ、野洲市訪問看護ステーションを平成17年度末をもって廃止しようとするものでございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時20分といたします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時20分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、予算関係についての提案理由を説明申し上げます。

議第25号から議第35号までの平成18年度一般会計予算及び特別会計予算について、説明を申し上げます。

まず、一般会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ190億6,700万円と定めるものであります。これは、平成17年度の当初予算比較では2億7,500万円の増、対前年度比では1.5%の増となったところでございます。

次に、第2条で債務負担行為を定めるものでございますが、8ページをご覧ください。

滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金貸付制度に基づき、滋賀県信用保証協会が代位弁済した場合の実質損害額の10分の8について、1,824万円の範囲内で損失を補償するものであります。

次に、地方債でございますが、9ページをご覧ください。

起債の目的で、ため池等整備事業をはじめ、合併特例事業債などの発行により、限度額合計を35億6,910万円とするものであります。

それでは、内容につきましては、平成18年度予算資料に基づき説明をいたしますので、そちらの資料をご覧くださいと思います。

まず、歳入につきましては、資料の8ページでございますが、市税の総額を79億8,941万7,000円とし、前年度予算と比較して3億1,039万9,000円の増額、率では4%の増であります。

地方交付税につきましては15億円で、内訳としては普通交付税で12億円、特別交付税で3億円を見込み計上をいたしております。

国庫支出金につきましては10億7,088万7,000円で、前年度比較で1億7,584万9,000円の減額となっております。

県支出金では7億4,578万3,000円で、合併に関わります合併市町村補助金7,000万円を見込んでおります。

繰入金につきましては13億4,267万7,000円で、財政調整基金や公共施設等整備基金からの繰り入れが主なものでございます。

市債では35億6,910万円を計上してありまして、合併特例事業債20億3,640万円、臨時財政対策債5億6,340万円が主なものでございます。

次に、歳出について説明を申し上げます。資料の10ページでございますが、平成18年度の主な新規・拡充事業を、新市まちづくり計画のまちづくり基本目標に基づいて6項目に整理をして、事業をまとめましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、12ページをご覧ください。第1点目の「豊かな人間性をはぐくむまち」について説明を申し上げますと、新市を舞台に演じる主役は市民であり、幼児期から始まり、

生涯にわたる豊かな人間性をはぐくむ教育の充実と、自然と歴史に彩られた薫り高い文化の創造を目指すものであります。中学校給食の完全実施と食育を担う学校給食センターの建設に着手いたします。

次に、子育て支援の面では、市民相互の助け合いによる育児支援事業として、ファミリーサポートセンター事業を実施すると共に、児童手当給付では対象児童を小学校3学年修了から小学校6年修了までに、また、所得制限の緩和により受給者を拡大し、人間性をはぐくむ豊かな育児支援を行います。

また、子どもをねらった悪質事件の発生や不審者情報が増加するなど、子どもの安全が侵されていることから、子どもの登下校時などの安全を確保するため、子どもSOS事業の拡大に取り組みます。

また、野洲川歴史公園内に昨年オープンいたしましたサッカー場を、守山市と共に関係団体と連携し、施設運営をまいります。

次に、第2点目の「人々が支え合う安心なまち」について説明を申し上げます。市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、いきいきと輝くために市民が共に支え合い、健康で安心した生活を送ることができる共生と安心のまちを目指して事業を展開いたします。

大規模な地震や洪水が起きた場合などに迅速な避難が図られるよう、洪水・土砂災害ハザードマップ及び防災ハザードマップを作成いたします。

次に、13ページを見て下さい。

武力攻撃事態が発生した際に、市民の保護の措置を的確かつ迅速に実施するために、野洲市国民保護計画を策定いたします。

また、障害者対策では、障害のある方々の心身の健康保持増進を図るため、障害者スポーツ施設の建設に着手します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、総合的な自立支援システムを構築するため、障害者自立支援事業を実施すると共に、障害者福祉計画を策定をいたします。

また、介護予防の視点を重視し、介護・医療・保健の総合的な支援を包括的に担う中核的な機関として地域包括支援センターを設置します。また、小規模多機能居宅介護支援施設の整備費用の一部を助成すると共に、介護予防事業を実施し、総合的な介護予防システムの確立を図ります。

次に、第3点目の14ページをご覧ください。「美しい風土を守り育てるまち」について説

明を申し上げます。野洲川、琵琶湖、三上山、田園などの美しい景観に恵まれた美しい風土は新市の貴重な財産であり、こうした美しい風土を守り育て、次世代に引き継いでいくため、環境に優しいまちを目指します。

荒廃が危惧される里山を守る里山協定を締結し、里山保全活動を促進する里山協定林及び里山保全活動、また、琵琶湖の水質浄化に寄与するためのあやめ浜再生対策事業も支援をいたします。

また、継続事業として、野洲市環境基本条例に基づく野洲市環境基本計画を策定いたします。

次に、第4点目の「地域を支える活力をはぐくむまち」について説明を申し上げます。新市の産業は、米づくりを中心とする農業と製造業等の大規模工場の立地にその特色があります。

製造業を中心とした産業は新市の経済を支え、雇用の機会を与え、ひいては地域に活力を生む源泉となり、これら基幹的な産業の競争力を維持、発展させると共に、新産業の創造を目指します。

湖南4市で就労サポートセンターを組織し、働く意欲がありながら雇用、就労が妨げられている人々に対する就労支援を行います。

次に、田園空間センターが野洲川歴史公園に平成18年秋にオープンすることから、運営費を見込んでおります。また、ふるさと富士を有する市町村が、地域の活性化を図るため本市で開催予定の、仮称ですがプレ富士山サミットの実行委員会へ補助を行います。また、市内の商工業者の育成を図るため、商業施設新設等の補助制度を新設すると共に、商工業振興事業の助成を拡充します。

次に、第5点目の「潤いとにぎわいのあるまち」について説明を申し上げます。豊かな自然を生かしつつ、新市の均衡ある発展を牽引するため、潤いが感じられる快適な都市空間の創造を目指します。

市道の安全かつ快適な環境を維持するため、拡幅や側溝整備等の事業を、昨年引き続き別枠1億円を見込み整備をまいります。また、野洲川右岸線道路改良工事につきましては、新市まちづくり計画において、整備推進が示された乙窪地先から比江地先までの間を整備をいたします。

野洲市国土利用計画の策定については、国土利用計画法の規定に基づき、本市の土地利用について総合計画に係る基本構想とあわせて計画を策定するもので、都市計画に関する

基本的な方針である都市計画マスタープランについても、国土利用計画との整合性を図りながら策定をいたします。

16ページをご覧ください。

南桜地域において、地籍調査を継続事業として実施をいたします。

次に、第6点目の「市民と行政の協働がつくるまち」について説明を申し上げます。新市が個性ある暮らしやすいまちづくりを進めていくため、市民と企業と行政がパートナーシップを確立して交流、連携、協働し、共に地域を支えていくことを目指します。

市民活動や地域コミュニティの活動拠点の場として、コミュニティセンターひょうずの整備をすると共に、自治活動の拠点である自治会館の耐震診断に対して、自治会館耐震診断費の補助を行います。

また、市民のまちづくりへの参加機会や基本的な権利を保障する（仮称）まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みを進めると共に、野洲市総合計画の策定については、新市まちづくり計画を基本に、市民起点の実効性のある総合計画を策定いたします。

次に、各特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成18年度特別会計予算書の1ページをご覧くださいと思います。

議第26号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算につきましては歳入歳出それぞれ35億6,360万円で、対前年度比7.5%の増となりました。国民健康保険は他の保険制度と比べ、高齢者の加入割合が極めて高く、医療費についても全国的に増嵩している状況であります。

また、加入者総数も、平成14年10月の健康保険法等の改正により設けられました高齢者受給が増加していくことから、被保険者数を全体で1万5,478人と見込むと共に、過去の給付実績から医療費等を推計し、計上したものであります。

次に、議第27号の平成18年度野洲市老人保健事業特別会計予算については歳入歳出それぞれ31億9,226万3,000円で、対前年度比は2%の増となりました。平成14年10月の健康保険法等の改正以降、適用年齢が引き上げられたことに伴い、受給者数が減少していくことから、医療費支給対象者数を月平均4,610人と見込むと共に、過去の給付実績より医療費等を推計し、また、レセプト点検等医療費適正化に向けた取り組みのための経費等を計上しております。

次に、議第28号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ23億6,500万円で、対前年度比は5.1%の増となりました。平成1

8年度は第3期介護保険事業計画期間の初年度にあたる年度であると同時に、介護保険の制度改革に伴い、新たに介護予防重視型の施策が組み込まれますこととなりました。

歳出については、2款、保険給付費では、第3期の計画による給付推計額に基づいて計上をいたしております。

また、先ほど申し上げました新制度の介護予防関係では、3款、地域支援事業として介護予防や自立支援などの各種事業を展開することとしており、これらの事業費を計上いたしております。

歳入については、地域支援事業の負担分をそれぞれの費目において計上いたしております。

次に、予算書115ページでございますが、議第29号平成18年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算につきましては歳入歳出それぞれ2,467万5,000円で、前年度と同額になったものであります。野洲病院に貸し付けた資金の元利償還分を一般会計に返済する予算でございます。

次に、議第30号、129ページでございます。平成18年度野洲市下水道事業特別会計予算につきましては歳入歳出それぞれ2億2,836万9,000円となり、対前年度比では10%の減となったところでございます。平成18年度における整備予定地域は、中畑区画整理区域内、野洲電車基地、八幡養護学校及び辻町地先で、整備面積は約22ヘクタールを計画しており、平成18年度末には公共下水道事業で約1,180ヘクタールが整備済みとなる見込みであり、また、普及率につきましては、平成18年度末で99.2%となる予定でございます。

次に、議第31号、169ページでございます。野洲市墓地公園事業特別会計予算につきましては歳入歳出それぞれ2,568万3,000円となり、対前年度比では10.5%の増となりました。

墓園の良好な維持管理に努めるための経費と、平成16年度のさくら墓園造成工事完了に伴い、当初から計画のあったモニュメント設置に係る経費を計上いたしました。

次に、議第32号でございますが、187ページでございます。平成18年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,122万3,000円となり、対前年度比では25.6%の減となったものであります。

基幹水利施設・石部頭首工の維持管理に要する経費を計上したものでございます。

議第33号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算につきましては歳入歳

出それぞれ30億2,661万5,000円となり、対前年度比は447.4%の増となりました。本予算は、イオン株式会社の大規模小売店舗の進出を受け入れた編成となっています。

歳入では、財産収入で大規模小売店舗の受け入れに伴い発生します財産貸付収入を見込んでおります。一方、歳出では公債費で平成14年度に借り入れられた地域開発事業債及び一般会計借入金の元金償還を計上いたしております。

議第34号平成18年度野洲市土地取得特別会計予算につきましては歳入歳出それぞれ5,147万5,000円となり、対前年度比では5.0%の減となったところでございます。

先行取得につきましては、公共用地の借り入れの元利償還の経費を計上したものでございます。

議第35号平成18年度野洲市水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。第2条におきまして業務の予定量を定めるものでございまして、給水件数につきましては1万4,500件、年間総給水量は655万8,000立方メートル、1日平均給水量で1万7,900立方メートルを予定をいたしております。主な建設改良事業につきましては、引き続き配水管整備事業や水源地整備事業を計画いたしております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益9億91万3,000円に対しまして、水道事業費用8億8,686万9,000円であります。また、予算第4条に定められた資本的収入及び支出につきましては、資本的収入6,251万2,000円に対しまして、資本的支出3億7,956万2,000円であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,705万円につきましては、過年度分及び当該年度分の損益勘定留保資金、並びに消費税等資本的収支調整額で補てんするものであります。

以上、議第25号から議第35号までの平成18年度一般会計及び特別会計の説明とさせていただきます。

次に、議第36号から議第42号までの平成17年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について説明を申し上げます。別冊になっております17年度野洲市補正予算関係議案をご覧ください。

まず、1ページでございます。

議第36号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第7号)について説明を申し上げます

す。歳入歳出予算の総額から2億4,474万円を減額し、予算の総額を193億9,957万3,000円とするものであります。

次に、「第2表 地方債補正」です。10ページをご覧ください。

追加では、祇王小学校の大規模改修工事と、中主こどもの家増築及び祇王幼稚園改修の各事業費として発行するもので、変更では、事業費の確定による精査を行ったものであります。

それでは、歳出の主な内容から説明を申し上げます。

まず、総務費ではコミュニティ活動推進事業、コミュニティセンター施設整備事業費及び市議会議員選挙費等で事業費の確定による精査を行っており、民生費では、実績見込みから福祉医療費助成事業費及び民間保育所費を追加をいたしております。

衛生費では、事業費の確定により保健事業費、塵芥処理費及び中間処理施設費等の精査を行っております。

農林水産業費では、事業の確定により土地改良事業費で県営事業負担金を減額しておりますし、土木費では道路新築改良工事費、地方特定道路整備事業費、木造住宅耐震診断改修事業等の精査を行っております。

教育費では、小学校施設改修整備費で国庫補助金の補正予算により、祇王小学校の大規模改造、耐震補強工事等を前倒しで予算化することとなったため3億8,275万5,000円を追加すると共に、各事業費の精査を行っております。

次に、歳入につきまして市税、国庫負担金、繰入金、市債等で調整をいたしております。

続きまして、特別会計の補正予算について説明を申し上げます。

議第37号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては歳入歳出の総額に1,558万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,812万円とするものであります。主な歳出につきましては、1月までの実績から今後給付額の増加が見込まれる一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費の増額であり、歳入につきましては共同事業交付金、繰越金等で調整をいたしております。

次に、議第38号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては歳入歳出予算の総額から8,753万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,098万9,000円とするものであります。

主な歳出につきましては昨年の10月の制度改正以降の給付実績により、居宅介護サー

ビス給付事業費、施設介護サービス給付事業費を減額をいたしております。歳入につきましては共同事業交付金、繰越金等で調整をいたしております。

次に、議第39号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては歳入歳出予算の総額から446万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,212万8,000円とするものであります。

次に、「第2表 地方債補正」は流域下水道事業費の確定に伴い、精査を行ったものでございます。

歳出は、各事業費についての精査を行ったものであり、歳入につきましては、繰入金及び市債で調整をしております。

次に、議第40号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては歳入歳出予算の総額に540万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,864万7,000円とするものであります。

歳出は、各事業費の精査を行い、墓地公園整備基金への積み立てをするものです。歳入につきましては使用料、繰越金等で調整をいたしました。

次に、議第41号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第2号）につきましては歳入歳出予算の総額から5万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,484万5,000円とするものであります。

歳出は各事業費について精査を行ったものであり、歳入については財産収入及び借入金で調整をいたしております。

次に、議第42号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては収益的収入で、実績に基づく水道料金の収入見込みにより1,240万8,000円を追加し、収益的支出において県南部用水の受水費1,068万8,000円を追加するものであります。資本的支出で、工事費の精査により3,000万円を減額するものであります。

以上が補正予算の説明でございます。

次に、議第43号工事請負契約について説明を申し上げます。

市営住宅木部団地建設工事（建築主体工事）の請負につきまして、去る2月21日執行いたしました入札の結果、請負金額2億7,527万8,500円で、請負人を名栗建設株式会社と定め、請負契約をするものでございまして、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の

規定により、議会の議決を求めるものでございます。

建築規模につきましては中層耐火構造壁式プレキャスト鉄筋コンクリートづくり3階建て18戸でございます。延べ床面積1,299.952平方メートルとなります。

次に、議第44号市道路線の認定及び廃止につきましてご説明を申し上げます。

旧中主町、旧野洲町を結ぶ2路線を1路線に統一するため、並びに開発行為によって帰属を受けました公衆用道路16路線を市道に認定し、また、それに伴い8路線を廃止するものであります。

次に、議第45号滋賀県自治会館管理組合理約の変更、議第46号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更及び議第47号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更につきましては関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

今回のこれらの規約変更につきましては、平成17年10月1日から坂田郡近江町が廃され、その区域を米原市に編入されたこと。同じく平成18年1月1日から蒲生郡蒲生町及び神崎郡能登川町が廃され、その区域を東近江市に編入されたこと。同じく2月13日から長浜市、東浅井郡浅井町及び同郡びわ町が廃され、その区域をもって長浜市が設置されたこと。同じく、2月13日から愛知郡秦荘町及び同郡愛知川町が廃され、その区域をもって同郡愛荘町が設置されたことにより、構成団体の変更及び滋賀県市町村職員研修センターにあっては、議員定数を見直したことにより規約を改正する必要性が生じたため、関係市町が協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、これらの規約は滋賀県知事の許可のあった日から施行されるものでございますが、職員研修センター規約第5条の改正規定にあっては、平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第7）

議長（荒川泰宏君） 日程第7、発議第2号野洲市議会議員定数条例及び発議第3号野

洲市議会議員定数条例を一括議題といたします。

それぞれ、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、発議第2号について。

第24番、秦眞治君。

24番（秦 眞治君） 発議第2号野洲市議会議員定数条例についてご説明を申し上げます。

野洲市議会議員の定数は、中主町・野洲町合併協議会の協議の中で、野洲市議会議員の定数は22名とする、ただし、合併後の最初に行われる一般選挙に限り24名とすることが確認をされ、平成15年12月の中主・野洲両町議会の議決を得て、定められたものでございまして、平成17年の10月23日執行の野洲市議会一般選挙におきまして、24名の市議会議員が誕生をいたし、現在構成されているとおりでございます。

現在の国の財政構造改革におきまして、野洲市におきましても歳入が大きく減少、地方交付税は大幅な減額となっております。また、景気は一部持ち直した感がございますけれども、まだなお、景気の冷え込みから脱却できない状況でございまして、したがって、税収の落ち込み等がございまして、極めて厳しい財政状況でもございます。

平成16年10月、両町が財政改革の大きな手段といたしまして合併し、34人の議員定数を10減の24人といたしましたことにつきましても、行財政改革の所期の目的は達成したものと考えられますが、今回の報酬審議会答申のご意見をも踏まえまして、なお一層の行政改革を進めるため、豊政会と公明党の議員団によりますところの議員定数検討委員会を設置いたしまして、9名でございますけれども、議員定数について議論を重ねてまいったところでございます。そうした結論といたしまして、20人の議員定数が妥当と結論づけたものでございまして、今回、野洲市議会議員定数条例を提案するものでございます。議会は団体の意思の決定を行う機能と、また行政機関の監視を行う機能を担っておりますが、地方分権が進みます中で、それら機能の一層の充実と強化を求められているものでございまして、一方定数削減によりまして、議員の役割を果たす範囲にさらに拡大いたしますが、市民からの付託、さらにはまた責任を重く受けとめ、議員一人ひとりの努力によりまして民意の反映は十分できるものと考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、発議第3号について。

第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） それでは、野洲市議会議員定数条例についてご説明を申し上げます。

市政に移行して1年数カ月が経過したにもかかわらず、現在野洲市議会議員定数条例が制定されておられません。これは、不合理であり、速やかに制定をされなければならないと考えているところでございます。合併協定書項目、議会議員の身分の取り扱い協定項目、野洲市の議会議員定数を22名とする、ただし、合併後最初に行われる一般選挙に限り24名とする旨の協定項目が、平成15年12月議会に中主・野洲両町長が議会に提案、議会議決を得て協議書を締結し、告知したものでございます。要旨といたしまして、平成16年10月、両町合併以来理事者の努力、市民の協働参加により、混乱もなく1年3カ月が過ぎ、初めての市議会議員一般選挙も平成17年10月に執行され、24名の新議員が誕生いたしました。しかし、複雑かつ多様化する現代社会において、市民は地方自治体に何を求めているのか、それは、財源の有効活用、徹底した無駄の排除であり、行財政改革を優先的に実践することを求めている。また、今般、市長が提案されておりますが、職員の給与も5カ年で4.8%削減するという、そういうような事態に今なっているわけです。ちなみに、ただいま豊政会の方からご提案がありました20名案の総額といたしましては、1億2,728万8,024円という数字であらわれております。そして、まだその他、議員の1人当たりの共済負担金が年額44万1,000円という形で共済負担金が支払われていることは、既に皆様もご存知かと思えます。

ところが、これを私どもが提案しております18名案でいきますと1億161万4,524円ということで、約2,567万3,500円という形で議会費が少なくて済む形となっております。ちなみに、人口7万の志木市を考えてみますと、志木市の議員定数は人口7万に対して19名でございます。そうしたときに、この野洲市として、いかに議員定数を考えていかなければならないかということが、我々に与えられた使命だと思えます。

さて、平成18年度予算編成にあたっては、合併特例債や一般起債に財源を求めなければ予算編成できない事態になっております。この事態に際し、議会運営の効率化を図り、議員定数削減を行い、市民に改革の模範を示すことが肝要であり、市民の期待に沿えるものであると考えているところでございます。

よって、野洲市議会議員定数条例を提案いたします。以上。

議長（荒川泰宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日3月4日から3月12日までの9日間は休会といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、明3月4日から3月12日ま
での9日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月13日は、午前9時から本会議を再開し、議案
審議及び代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。(午前11時25分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年3月3日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 小菅六雄

署名議員 原田 薫